

第三十四号

徳島県精神保健福祉審議会設置条例の一部改正について

徳島県精神保健福祉審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県精神保健福祉審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県精神保健福祉審議会設置条例（昭和四十年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に徳島県精神保健福祉審議会の委員である者の任期は、改正後の第三条第二項の規定にかかわらず、平成三十一年七月三十一日までとする。

提案理由

徳島県精神保健福祉審議会のより一層の適正かつ円滑な運営を図るため、同審議会の委員の任期について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。